

う、補充すべき地方自治の原則に逆行するものであると考えております。
議会制度のある限り、選挙は国民の政治参加の最大の機会であり
ます。しかるに、住民みずからが支持する候補者のポスターを掲示する政
治的行為も制限されてしまうことは、冒頭で申し上げましたように、憲法
二条、一切の表現の自由はこれを保障するといふ立場から、また公職
選挙法第一条の目的、この法律は日本国憲法の精神にのっとり、その
選挙が選挙民の自由に表明する意思によつて、公明かつ適正に行わ
れることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することからしまし
ても反することであり、本条例は国民の基本的、民主的権利を定る上
からも認められるものではありません。

選挙を公平に民主的に実行するには、住民の知る権利や参加する
権利を奪うことではなく、憲法に違反するような個人の思想、信条
も脅かすようなぐるみ選挙などもなくすることが先決であります。
ポスター制限は、一層、暗やみ選挙に道を開くものであり、政悪行
施で公職選挙法をいち早く実行しようとする政治姿勢は許せない

ものであります。

以上のことを述べて、簡単ではありますけれども、反対討論といたします。

○議長（末次雄男君） 次に賛成者、六番 村尾栄次君。

（六番 村尾栄次君 登壇）

○六番（村尾栄次君） 議案第六十号 福生市議会議員及び市長
の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例について、賛成討
論をいたします。

公営掲示板の設置については、衆参議院、及び都道府県知事選
挙において、昭和三十八年より義務制により行われてきております。
また、昨五十六年度 都議会議員の選挙にも、この新しい制度により施
行されたことは記憶に新たなきところであります。

現在、都下二十六市中、すでに八市が本条例を可決しており、本会期
中におき、数市が可決されるであろうと思料します。いままで地方選挙に
おき、ポスターについて、多くのトラブルが市民との間に発生し、市の美観を
著しく損ない、多くの市民の批判の対象となつていたことは事実であり

ます。このような時に当たり、本条例の提案は、まさに時機を得
に、また市民の要望を受け入れた適切なものと考えられます。

なお、選挙前のポスター等については、今後、考慮すべき問題もあ
ります。今後、全国市町村の多くが、この制度による選挙が行わ
れるのは時代の流れであり、確実なことであると思つます。

以上の観点より見て、私も市民クラブ会員、本条例を提案さ
れた当事者の決断力と判断力に対して敬意を表明するものであり、
また、議場の諸君の多くの賛同を得られんことを望みまして賛成討
論といたします。（拍手）

○議長（末次性男君） 次に反対者、十番 遠藤洋一君。

（十番 遠藤洋一君 登壇）

○十番（遠藤洋一君） 議案第六十号 福生市議会議員及び市
長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例について、反
対討論を行います。

に、総務委員長から、総務委員会での審議の内容が報告さ

れました。その審議の内容の中にも、幾つか私が反対討論をするところ
の寄つて立つ論議がなされてつるように思つます。

本年の六月十三日に投票がありました立川の市議会議員の選挙を見
てまいりました。実は、ポスターの掲示が公営化されるということは、東京
都二十六市の中の幾つかの市や、あるいは他府県でもさまざまに試みが行
つておりますので、一体どのようなものかということも、選挙の前、あるいは選挙の
最中というふうに何度か尋ねてみました。

公営掲示板にないとして一番問題の起つたことが、やはりたゞその賛
成討論の中にもありましたように事前のポスターの問題なんです。立川
では、非常に、条例が通りましてから選挙までの間が短かったというせいも
ありまして、非常に勢いで事前のポスターがまじゅうに貼られまゐり、
美観を損ねるということが、この設置条例の賛成の第一番目とするならば、
美観の問題につきましては、十日間は確かに選挙管理委員会や、ある
は関係諸官庁の御努力によりまして、事前ポスターその他は、ほとん
どがないという状態でしたが、その前の三十日間、全くまじゅう、いこみ

箱の中にまちを突っ込んだようなありさまでした。この路地にも、この電柱にも、そしてさらにいよいよには、たとえば遮断機などにも事前のポスターが貼られています。このようなことが福生で起こるといふ方には余り考えませんけれども、それはポスター設置を公営にした一つの弊害であります。憲法の問題や、あるいは知る権利の問題につきましては、先に反対討論をなさうとした日本共産党の議員の方の中で言い尽くされておると思ふすけれども、私はもう一つ、この美観の問題とそこには政治参加の問題についても訴えておきたいと思ふます。

ポスターの掲示でのさまざまなるトラブルが、ただいま賛成議員の中からもありました。確かにポスターに関するトラブルがあったという事は聞かれています。しかしながら、まちの中が一つの選挙のために、最も身近な自治体議員の選挙のために、さまざまなる催し物や、さまざまなることから行われるとしますならば、ポスターの掲示という事に関する政治参加というのは、非常に多いと思ふます。確かに、ポスター掲示板にすることによつての投票率の低下という事の心配ということが総務委員会の報告がなされ

ました。そのとおりだと思います。まちの人々が市の行政に対し、あるいは議会に対し、選挙に対し強く興味を持ち、あるいは関心を持ち、政治に参加をしていく形の中にポスターの掲示というのはあると思ふます。そのことは憲法に触れない、あるいは思想、表現の自由という事より以上に、さまざま、まちの政治の問題から言えば重要なことではないかと思ふます。一つでも多くの市民の政治の参加の道を閉ざすような形でのポスター掲示の設置には、どうしても賛成することができません。百歩譲って、美化の問題についても同様です。決してそのことでまちの中がきれいになつては思ひません。むしろ掲示板によりまして、さまざまなる制約を受けない、あるいは不利であると感じる人の事前ポスターが多くなるかも知れません。

私の考えますところ、今回の条例そのものは、どうも選挙をする側の論理でありまして、選挙に対して参加をする側の、つまり有権者の方の論理ではないような気がします。

以上のことから、御明察を待ちまして、ぜひ本条例には反対してくださ

さういふ議員の皆様をお願いすると同時に反対討論にかえたいと思つて
議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第六十二号は、委員会審査
報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（末次性男君） 起立多数であります。よつて、議案第六十二号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第七 議案第六十二号 昭和五十七年度
福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、総務・建設・厚生・三常任委員会に審査を
付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず総務委員長 石川慶一郎君。

（総務委員長 石川慶一郎君 登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君） 御指名をいただきましたので、議案
第六十二号につきまして、委員会における審査概要を御報告させてい
たします。

なお、お手元にはあります審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず冒頭、担当課長より説明がございました。後に質疑が始められ
てございますが、都市計画税なるものからの質疑が始まったわけでありま
す。すなわち、都市計画税とは、市条例で都市計画法第五条の規定
により指定された都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地
及び家屋に対し、その価格を課税標準として土地または家屋の所有
者に課するとなっておりますけれども、都市計画が終了した所とか、あるいは都市
計画を行わない所は、課税対象から除外されるのか、また都市計画税
は三億五千円入っておりますけれども、都市計画事業として本年度はど
のくらゐ執行しておりますか。また都市計画税の税率は、現在百分の〇・三で

あるけれども、法的には何%取れるのか、等々の質疑があったわけでありす。
これに對しまして、たとえばある地域が区画整理を終了したからと言って、
また、ある地域が都市計画を行わないからと言って、市全体が都市計
画を進めていくという見地から立て、それに伴う全体の受益といった意味
での目的税であるんだから、課税対象から一部が除外されるというこは
ない。また、都市計画に該当するものとしては、区画整理事業会計
に約八千万円、下水道事業会計に約七億九千万円、都市下水道組
合に約三百万円を繰出金なり負担金で納めており、それは合計で八
億七千万円ほどになり、さらにこれに伴う公債費等もあるので三億五千
万円よりはるかに多額である。また、都市計画税は制限税率の最
高を取っており、一の市があるは百分の〇・二五を取っているとい
所もあるようにけれども、ほとんどの市が百分の〇・三であるというこの答
弁がなされました。

また、次に市民税関係と、うごにうごましようか、市民税個人分の
特別徴収で三千万円ほど計上されておるけれども、今後の税金般

に、その増収見込みは大体どのくらいであるのか、たような質問がな
されました。これに對しまして、普通徴収の方は大分国も厳しく修正
更正によって、いさか変わることもあろうけれども、それも見込んだ上で、市民
税としては四千五百万円程度、その他法人分、諸税も入れても八千万円前
後であらうとの答弁でございました。

さらに、市民税の普通徴収が落ち込んでいくというが、現時点では
どのくらいであるのかとか、また、市民税の特別徴収と普通徴収の割合
はどんなあんばいなのかとの質問に對しましては、普通徴収は、総所得面
では、従来八%から九%の伸びを見ていたのが、本年度は七%前後と低
く見ておいたにもかかわらず、七月一日現在の課税状況による電算の内訳
によりますと、〇・三九%しか伸びなかったために、所得割は当初予算に對して
は減ってしまった。しかしながら、三億円しか見込んでおらなかった譲渡が
三億八千万と伸びたために結果的には現状維持ができたわけであり、今
後、国の修正、更正や、個人等の申告があれば、いさかはふえて四千五百
万円といたところではなからうかと見てゐる。そこで普通徴収の割合と

う、とだけけれども、五十六年度決算では普通徴収は四八・九%、五十七年九月で四八・一%と若干落ちてゐるけれども、以上なようなわけで前年度ぐらいになるであらうと、そういう答弁がなされました。

また、交付金、納付金にその質問に対しても、おのの決定通知がなされており、おのの確定してゐることでありました。

また、教育費の問題としましては、第五小学校第四期事業は、児童数の減少で学級数が二学級減るのに、なぜに増築しなければいけないのかといったような質問があれにわけでございますけれども、当初、第五小学校だけ図書室がなつたために、図書室をつくる計画をしておつたんだけれども、保有面積の関係で補助対象からはすかれてしまつた。しかも来年、再来年、児童がふえるといった見込みもなつて、そこで児童に平等の教育を受けさせるために、補助金や起債を削減をされても図書室の建設をするものであるとの答弁がございました。

また、諸収入の雑収入関係は、都の指導を受けて正しいといふことであるが、今後この方式でいくのかどうかとか、市民税の普通徴収は

未収がふえてくるかと思ひけれども、その対策は考えてゐるのか。あるいはまた、税務行政効率面からいくと二十六市中、当初、一般財源充当額が多し。人件費等も上位三位に入つてゐる状態であると。その点どのような考えでゐるのか、といったような質問がなされたわけであります。

これに對しまして、雑入の件につきましては、東京都等にも連絡して、今後検討してゐたいと思ふと、また、確かに徴収率は、毎年苦しい状態になつてゐるので、これはしかも、去年に比べると給料や不動産の差し押さへも大幅に増してゐると。督促状やあるいは催告、個別訪問等もしてゐるけれども、もし今後、深刻な事態にでもなつたとしたらば、夜間も回つて納税意識の向上にその関係機関に呼びかけてゐたいと思つてゐると。また、徴税コストは確かに二十六市では高いんであるけれども、ただ、市内でも徴収手続というものは、これは同じであつて、その点、当市は大は少なうで必然的に徴税コストが高くなつてしまふと。しかし市民感情もあることだし、今後、合理化その他で検討してゐたいと思ふとの答弁がなされました。

その他、育英資金補助金十四万四千円計上の理由とか、あるいは、財産収入としての電信電話債券売り払い収入についてとか、あるいは用品調達基金に要する経費とかについての質疑もなされたわけであり、また、当初繰入金は一億八千万円ほど組んであるけれども、今後の基金の繰り戻しの見通しについてとの質問もござりました。当初の基金繰入金一億八千万円は、庁舎用地を取得したもので繰り戻すことはないけれども、全体的な基金の積立金関係におきましては、歳入で未確定な特別交付金、振興交付金等の額によつては積み立てることができるとか、と思うと、歳出で予測されるのは、期末手当やベースアップの人件費、防衛関係の西住宅地区周辺排水路工事の繰り上げ充用にすると、一般会計からの繰り出し、屋外運動場について陳情等した結果による補助金増による一般財源の持ち出し等が考えられ、これは十二月ごろには目安がつくと思うけれども、そのころ積み立てができれば、その状態ではないと思うという答えでありました。そのためにいたしましても、経済状況は非常に厳しい昨今であるので、

できるだけ冗費を省き、基金を積み立ててほしい、というふうな要望もあつたわけであり、

以上、いろいろと質疑疑がなされたわけであり、すけれども、最後に、厚生委員会付託分との関係もあり、予備費が減額補正され、一億三千円と余裕があるにもかかわらず、国保への繰出金が二千七百万円で終わつて、それから本予算に反対するとの意見が出たわけであり、すけれども、もちろん、賛成の人も大勢つたわけであり、

そこで起立の採決をいたしましたわけであり、すけれども、賛成者多数によりまして可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜うしまして、当委員会報告書とおい御決定くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

議長（末次性男君） 次に建設委員長 高水惣八君。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名がござりましたので、議案第六十二号につきまして審査報告をさせていただきます。

なおお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

当委員会に付託された部分は、建設部関係の労働費、土木費、経済課関係の統計調査費、農林水産費、商工費でございます。理事者側より内容の説明があった後、委員より、栄通り商栄会補助金三十九万円の内容と、これが当初計上なしで今回補正を行うという理由を伺った。この質疑に対して、栄通り商栄会補助金関係は、当初予算に計上できなかったというものである。内容は、補助灯五十二灯あるが、すでに七年間経過してあることから、球の取りかえ、取りつけ、バンドのビス、ナット、電線の接続部分等の修理を行う等の整備をした。との答弁があり、さらに市道改良工事に対する経費を補正で組まなければならない理由を伺った。この質疑に対して、東京都の土木費補助対象工事ということで、昨年より東京都市方に要望をしてあったが、改定時期が本年四月ということで当初予算に入れられなかったためである。この答弁があり、その後、採決し

ましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会審査報告書により御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 次に厚生委員長 指田保雄君。

(厚生委員長 指田保雄君 登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので議案第六十二号

中、厚生委員会付託分について審査報告を申し上げます。

なおお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

質疑の主な内容を申し上げます。国民健康保険特別会計繰出金の二千七百万円だが、合計では六千二百万円の繰り出しになるが、一人当たりに対して額は幾らか、これは当委員会所管分も含めて職員人件費について三百七十五名となっているが、その内訳には、当初予算と比較して変動はなか。清掃費の配分金は、福生で事務

を行つてゐるのだから、一月ぐらゐつてもさううすうな形にでないのか。町会
会館改修工事補助金の三百九十八万八千円だが、今回の本町会館
の冷暖房は改修ではなくて、新設に入るか増設に入るか、その見解
を聞きたい。等々に対し、一人当たりの額は三千八百三円であり、五十
七年度の当初で一人当たりで見ると十九番目である。二十六市の平均
は、五十七年度当初で五千七百五十八円である。今回の補正は、期末勤
免手当の差額の不足分の補正をお願いしたわけである。給料につて
は、例年給与改定の時点で調整をしてゐる。したがつて今回は特に補
正の中ではお願いしてゐない。従来からさういふ方法を取つてゐるのである
が、シビアに言えば、人員配置がされて、職員間の異動があった時
点で補正をする方法が本来的だと思ふ。交付税については御指摘
のとおりトネル状態ですが、交付の十日ぐらゐ前にわかるので、衛生組
合からすぐ要求がくる。衛生組合の財政的な問題もあるので、現
在のところ、さう長くおそつながら、収入役とも相談して、衛生組合とも
よく話し合つてみたいと思ふ。今回の工事については改修と考へてゐる。

等々でありました。

さらに委員より、二十六市の平均よりも一人当たりの繰出額は約二千円
も少ない。繰出金を五千七百万円にすれば、運協の答申にかゝると思ふが
どうか。補正でもて補正をしなければ、予算の執行ができないのでは
なか。改修にすると文字どおり改直すということであり、補助金交
付規則を見ても、納得がつかない。等の質疑が出され、理事者側より
基本的にバランスのとれたことを考へてゐるので、予算計上額で御理
解願ひたい。確かに御指摘のように、今回の補正の積算は、四月一日
以降の異動については、それぞれの職員が適用を受ける給与を基礎に
しては、当然、本来なら給料についても手当等関連するもの
についても同様に補正をすべきである。今後、御指摘をいただいた点につ
いて、十分留意しながら補正予算の計上をしていきたい。御指摘の
点だが、交付規則の内容の整備を行い、しかるのち執行させていたゞき、
に、等の答弁がありました。

さらに委員より、

説明欄について間違つてゐるのかの指摘があり、理

事者側も二十三日の本会議で訂正をさせていただくのでお含みの上、審査を願いたいとの発言があり審査を続行し、その後お諮りいたしましたところ、賛成多数で原案を可決するものと決定をした次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告とおり御可決賜りますようお願いをいたしまして審査報告をいたします。

○議長（末次性男君） 以上で各委員長長の審査報告は終わりました。これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番 松山清君。

（十二番 松山清君 登壇）

○十二番（松山清君） 議案第六十二号 昭和五十七年度福生市

一般会計補正予算（第二号）について、反対討論をいたします。

当補正予算は、職員手当等を中心としたものですが、私の反対する点は、先ほど来、国保の問題で反対討論でも述べられてまいりました国保会計との関連で反対するものであります。

この補正予算では、国保会計に二千七百万円の繰り出し、当初と合計して六千二百万円にまで増えてしまいます。これらの金額が繰り出されております。先ほどの反対討論でも述べてまいりました。一般会計から繰りに三千五百万円繰り出せば、国保は値上げをせすにすむものです。その財源的な裏づけは、一般会計を見ましても、十分あると私は判断しております。要は、市長がそのような気になるかどうかであります。この補正予算で残念なことに二千七百万円で終わっております。このような財源的措置をしてない本補正予算について、私は簡単ではありますけれども、反対討論を述べまして反対をするものであります。

○議長（末次性男君） 次に賛成者 九番 小野沢久君。

（九番 小野沢久君 登壇）